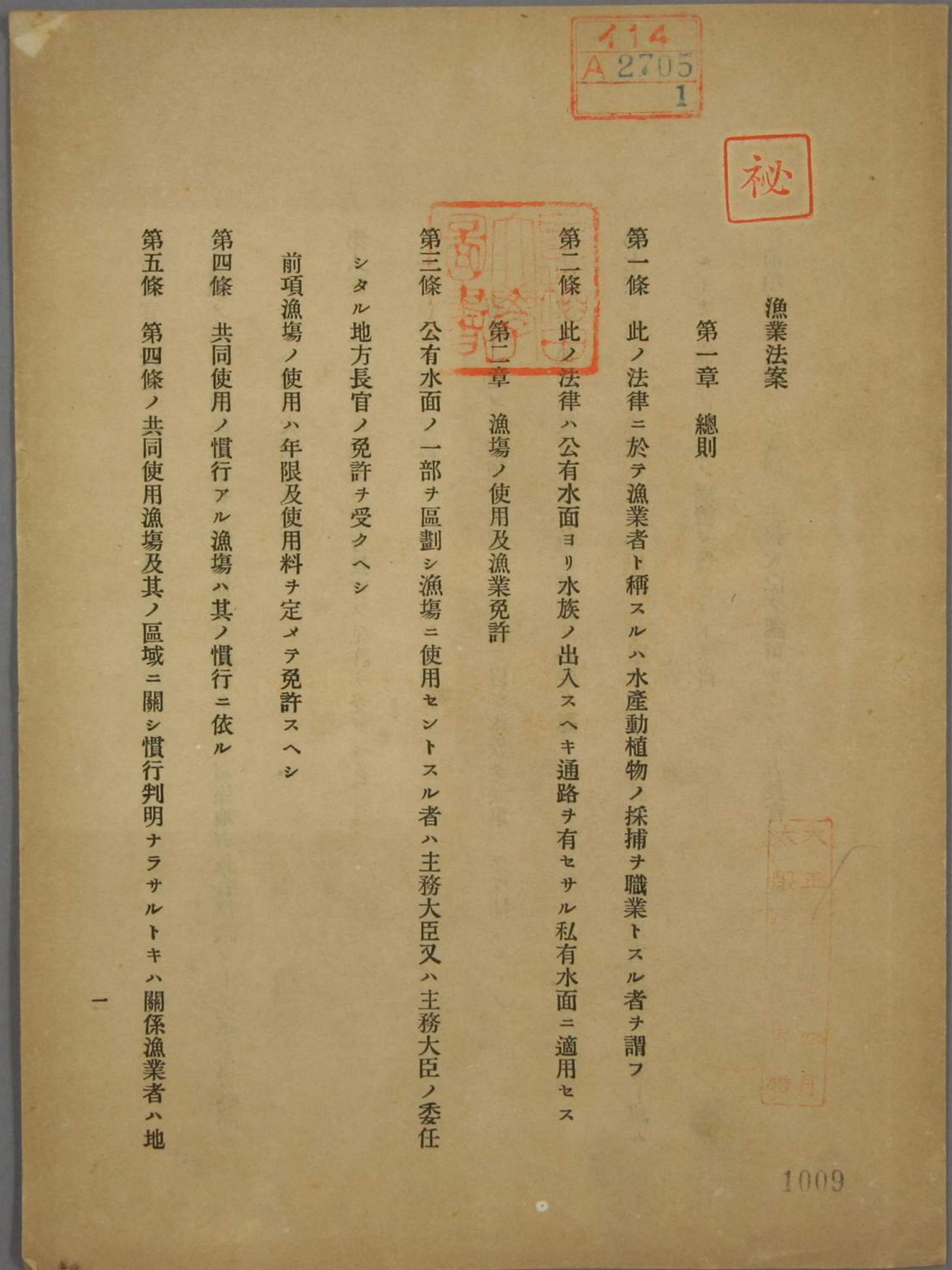


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19



方長官ノ決定ヲ求ムルコトヲ得
前項ノ漁場及關係漁業者ノ管轄他管ニ涉ルキハ關係地方長官協議ノ上決定シ協議調ハ
サルトキハ主務大臣之ヲ決定ス

第六條 左ニ掲タル漁業ハ地方長官ノ免許ヲ受クヘシ

一 位置ヲ定メテ漁具ヲ常設シ水族ヲ採捕スルモノ

二 位置ヲ定メテ特種ノ裝置又ハ方法ヲ以テ水族ヲ聚集シテ採捕スルモノ

三 其ノ他地方長官ニ於テ特ニ免許ヲ必要ト認ムルモノ

第七條 第六條ノ漁業ハ三十年以内ノ年限ヲ定メテ免許スヘシ但シ地方長官ノ必要ト認ムルトキハ満期後免許ノ繼續ヲ爲スコトヲ得

前項免許ニ關スル規則ハ主務大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第八條 第三條及第六條ノ免許ハ其ノ期限内ト雖モ水產動植物ノ蕃殖治水其ノ他公益ニ妨害アリト認ムルトキハ主務大臣又ハ免許シタル地方長官ニ於テ其ノ免許ヲ取消シ又ハ制限スルコトヲ得

第九條 第三條及第六條ニ依リ免許ヲ受ケタル者三ヶ年以上引續キ其ノ業ニ從事セサルトキハ免許ノ効ヲ失フモノトス

第十條 第五條ノ決定及第八條ノ免許ヲ取消又ハ制限ニ不服アル者ハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ訴願ヲ爲シタルトキハ訴訟ヲ爲スコトヲ得ス

第三章 水族ノ蕃殖保護

第十一條 河川湖池沼ノ水中ニ於テ堰堤水閘水車等ノ建設物ヲ設置シテ溯河魚類ノ通路ヲ遮断シ若クハ妨碍スル者ハ自費ヲ以テ魚道ヲ設置シ且之ヲ保存スルノ義務アルモノトス

三

但シ從來設置シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ魚道ハ地方長官ニ於テ魚類溯上ノ最モ少キ時期又ハ公益上ノ必要アリト認ムルト

キハ期日ヲ指示シテ其ノ閉塞ヲ許スコトヲ得

第十二條 第十一條ノ魚道ニ於テハ各種ノ漁具ヲ布設スルコトヲ禁止ス

第十三條 農工鑛業等ノ排棄物ニシテ水族ノ蕃殖生育ヲ妨害スルト認ムルトキハ地方長官ハ主務大臣ノ認可ヲ經テ其ノ注流ヲ禁止制限シ又ハ除害ノ方法ヲ設ケシムルコトヲ得

第十四條 地方長官ハ主務大臣ノ認可ヲ經テ左ノ取締規則ヲ設クルコトヲ得

一 水產動植物採捕ノ禁止又ハ制限ニ關スルコト

二 禁漁場又ハ禁漁期ニ關スルコト

三 漁具漁法ノ禁止制限ニ關スルコト

第十五條 寸尺重量又ハ時期ニ依テ採捕ヲ禁止シタル水族ハ所持販賣又ハ運搬スルコトヲ得ス

地方長官ハ學術上ノ研究或ハ公益ニ關スル試驗及人工養殖ノ目的ノ爲メ必要ナリト認ム

ルトキハ前項ニ例外ナル許可ヲ與フルコトヲ得

第十六條 漁業ノ爲メ有毒物及爆發物ヲ使用スルコトヲ禁止ス但シ海獸捕獲ヲ爲メ爆發物

ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 本章ニ規定スル條項ニシテ主務大臣ニ於テ一地方ノ監督ニ属セシムヘカラサルモノト認ムル事項若クハ數地方ニ涉ル規定ハ主務大臣自ラ之ヲ施行シ又ハ關係地方長官

ニ命シテ之ヲ施行セシムルコトヲ得

第十八條 漁業者ハ水產動植物ノ蕃殖保護其ノ他共同ノ利益ヲ圖ル爲メ地方長官ノ認可ヲ經テ漁業組合ヲ設クヘシ但シ地方長官ニ於テ土地ノ情況ニ依リ組合設置ノ必要ナシト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ經テ設置セシメサルコトヲ得
第十九條 漁業組合ノ區域ハ漁場又ハ漁業ノ關係ニ依リ便宜之ヲ定ムヘシ但シ主務大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ區域ヲ指定シ又ハ之カ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十條 漁業組合ハ法人トシテ財產ヲ所有シ及訴訟上原告又ハ被告ト爲ルコトヲ得
第二十一條 漁業組合ハ必要アルトキハ聯合組合ヲ組織スルコトヲ得

第二十二條 漁業組合及聯合組合ニ關スル規則ハ主務大臣之ヲ定ム
第二十三條 漁業組合員ニシテ其ノ負擔ニ屬スル經費ヲ納メサル者アルトキハ其地ノ收入役ニ嘱託シテ徵收スルコトヲ得

收入役ノ督促ヲ受クルモ經費ヲ納メサル者ハ十圓以下ノ過料ニ處ス

過料ハ漁業組合ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但シ其ノ命令ニ對シテハ即時抗告スルコトヲ得

過料ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス其ノ徵收ニ付テハ民事訴訟法第六編ノ規程ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於ケル檢事ノ命令ハ執行文ノ効力ヲ有ス

第五章 監督

第二十四條 主務大臣ハ漁業ニ關スル行政ヲ監督スニヘニ貞以テ重禁除外ハ正當理由可

第二十五條 此ノ法律若クハ此ノ法律ニ基キテ發シタル命令ニ依リテ義務ヲ負フ者其ノ義務ヲ履行セサルトキハ主務大臣若クハ地方長官ハ自ラ之ヲ執行シ又ハ第二者ヲシテ之ヲ執行セシメ其費用ヲ追徵スルコトヲ命スルコトヲ得

第二十六條 此ノ法律ニ依リ主務大臣ノ發スル命令ニハ六月以下ノ重禁錮又ハ百圓以下ノ罰金及漁具漁獲物沒收ノ例ヲ附スルコトヲ得

第二十七條 此ノ法律ニ依リ地方長官ノ發スル命令ニハ二月以下ノ重禁錮又ハ五拾圓以下ノ罰金及漁具漁獲物沒收ノ例ヲ附スルコトヲ得

第二十八條 第十六條ニ違背シタル者ハ十一日以上二十日以下ノ重禁錮又ハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處シ尙ホ其ノ漁獲物ヲ沒收ス

第二十九條 第十二條及第十五條第一項ニ違背シタル者ハ二日以上十日以下ノ拘留又ハ五十拾錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

專人對第七章 附則

第三十條 此ノ法律ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

從前ノ法令ニシテ本法ニ抵觸スルモノハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第三十一條 本法施行前官有地取扱規則其ノ他ノ命令ニ依リ漁業ノ爲メ公有水面ノ使用ヲ許可セラレタル者ハ其ノ許可年限間効力ヲ有スルモノトス

第三十二條 本法施行前地方ノ規則又ハ慣行ニ依リ第六條ノ漁業ニ從事セル者ハ本法施行

ノ日ヨリ三ヶ月以前ニ於テ出願ノ手續ヲ爲ストキハ第七條ニ依リ其ノ繼續ヲ許可ス

第三十三條 本法施行前他ノ命令ニ依リ設置シタル漁業組合ハ本法施行後六ヶ月以内ニ於

テ第十八條ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第三十四條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

小説物語人書物の本題は、その物語の筋を、その物語の筋を、

物語の筋を、その物語の筋を、その物語の筋を、その物語の筋を、

物語の筋を、その物語の筋を、その物語の筋を、その物語の筋を、

物語の筋を、その物語の筋を、その物語の筋を、その物語の筋を、

物語の筋を、その物語の筋を、その物語の筋を、その物語の筋を、